

滋賀県税条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 4 号)等が、平成 26 年 3 月 31 日に公布され、改正すべき「滋賀県税条例」(昭和 25 年滋賀県条例第 55 号)の規定のうち平成 26 年 4 月 1 日に施行する規定等について、専決により改正を行いました。

2 主な改正内容

(1) 不動産取得税

個人が、耐震基準を満たしていない既存住宅の取得後 6 か月以内に、耐震改修を行い、かつ当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとしました。(第 39 条の 15 の 2 関係)

(2) 自動車取得税 (付則第 10 条の 2 の 2 関係)

① 平成 26 年 4 月から税率を以下のとおり引下げました。

区分	改正前	改正後
自家用自動車 (軽自動車を除く)	5%	3%
営業用自動車・軽自動車	3%	2%

② 平成 26 年 4 月から環境性能に優れた自動車の軽減割合を拡充しました。

対象車	改正前	改正後
電気自動車等	非課税	非課税
H27 年度燃費基準+20%達成	75%軽減	80%軽減
H27 年度燃費基準+10%達成	50%軽減	60%軽減
H27 年度燃費基準達成		

(3) 自動車税 (付則第 10 条の 3 関係)

環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり基準の切替えと重点化を行いました。

- 【軽課】：平成 26・27 年度に新車新規登録する自動車に対してその登録の翌年度の課税分のみ対象
- 【重課】：平成 26 年度以降に、新車新規登録から一定期間を経過することとなる自動車に対して、その翌年度の課税分から対象

[ 改正前 ] [ 改正後 ]

	対象車	内容 (H25・26 年度)		対象車	内容 (H27・28 年度)
【軽課】	電気自動車等	税率を概ね 50%軽減	→	電気自動車等	税率を概ね 75%軽減
	H27 年度燃費基準+20%達成			H32 年度燃費基準 達成	
	H27 年度燃費基準+10%達成			H32 年度燃費基準 未達成	税率を概ね 50%軽減
	H27 年度燃費基準達成			H27 年度燃費基準+10%達成	
			H27 年度燃費基準達成	廃止	
【重課】	新車新規登録から 11 年を超えているディーゼル車(a)	税率より 概ね 10%重課	→	従来どおり	税率より 概ね 15%重課
	新車新規登録から 13 年を超えているガソリン車 (または LPG 車) (b)				
	(a)(b)に該当するバス(一般乗合用を除く) およびトラック				

### 3 その他の改正内容

#### (1) 個人県民税

- ① 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止期限を平成29年3月31日まで延長しました。(付則第12条関係)
- ② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成29年度まで延長しました。(付則第13条の2関係)

#### (2) 法人県民税

マンション敷地売却組合について県民税の納税義務者に加えました。(第17条関係)

#### (3) 不動産取得税

- ① 「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」において準用する「土地区画整理法」による清算金等により取得する代替不動産に係る課税標準の特例措置を廃止しました。(第39条の2関係)
- ② 農地保有合理化法人等が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象から農地保有合理化法人が取得する土地を除き、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に規定する農地中間管理機構が取得する土地を追加しました。(第39条の16の4関係)
- ③ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長しました。(付則第7条の4関係)
- ④ 新築の特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長しました。(付則第7条の4関係)
- ⑤ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長しました。(付則第8条関係)

#### (4) 自動車取得税

東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車取得税の納税義務の免除について、その適用期限を平成28年3月31日まで延長しました。(付則第23条関係)

#### (5) 自動車税

東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車税の納税義務の免除について、次のとおり改めました。(付則第25条関係)

- (ア) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間に取得された自動車に対して、平成26年度分の自動車税の納税義務を免除する特例措置を講ずることとしました。
- (イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間に取得された自動車に対して、平成26年度分および平成27年度分の自動車税の納税義務を免除する特例措置を講ずることとしました。
- (ロ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に取得された自動車に対して、平成27年度分および平成28年度分の自動車税の納税義務を免除する特例措置を講ずることとしました。

#### (6) その他必要な規定の整備を行いました。

### 4 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。ただし、3(2)については、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」の施行の日から施行することとしました。

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号） 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第16条 省略</p> <p>(県民税の納税義務者等)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等ならびに防災街区整備事業組合、管理組合法人および団地管理組合法人、マンション建替組合_____、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等ならびに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のものおよび次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。</p> <p>4・5 省略</p>	<p>第1条～第16条 省略</p> <p>(県民税の納税義務者等)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等ならびに防災街区整備事業組合、管理組合法人および団地管理組合法人、マンション建替組合およびマンション敷地売却組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等ならびに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のものおよび次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業または法人課税信託の信託事務を行う事務所または事業所を有するものに課する。</p> <p>4・5 省略</p>
<p>第17条の2～第39条 省略</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第39条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 個人が自己の居住の用に供する_____既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条の18に定めるものをいう_____</p>	<p>第17条の2～第39条 省略</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第39条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で施行令第37条の18に定めるものをいう。第39条の15の2第1項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準（同</p>

項において「耐震基準」という。)に適合するものとして政令で定めるものをいう。第39条の12第2項および第39条の15の2第1項において同じ。)を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた滋賀県税条例第39条の2第1項の規定により控除することとされていた額を価格から控除する。

4～10 省略

11 土地区画整理法第94条の規定による清算金、都市再開発法第91条第1項の規定による補償金

または密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定による補償金で、次の各号に掲げるものを受けた者が、当該各号に定める日から2年以内に、当該清算金または補償金を受けた不動産(以下この項において「従前の不動産」という。)に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、施行令第39条に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとする。

(1)・(2) 省略

(削除)

。第39条の12第2項(において同じ。))  
を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた滋賀県税条例第39条の2第1項の規定により控除することとされていた額を価格から控除する。

4～10 省略

11 土地区画整理法第94条の規定による清算金、都市再開発法第91条第1項の規定による補償金、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第82条第1項において準用する土地区画整理法第94条の規定による清算金または密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定による補償金で、次の各号に掲げるものを受けた者が、当該各号に定める日から2年以内に、当該清算金または補償金を受けた不動産(以下この項において「従前の不動産」という。)に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、施行令第39条に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第82条第1項において準用する土地区画整理法第94条の規定による清算金で、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第76条第3項もしくは同法第90条第3項の規定により読み替えられた同法第76条第3項の規定により施設住宅の一部等もしくは施設住宅もしくは施設住宅敷地に関する権利を与えないように定められたことにより支払われるものまたはやむを得ない事情により同法第74条第3項の規定による申出をしたと認められる場合として施行令第39条の2第2項

に定める場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第83条において準用する土地区画整理法第103条第4項の規定による公告があつ

た目

(4) 省略

12・13 省略

第39条の3～第39条の11 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第39条の12 省略

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある既存住宅等（既存住宅

および新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合においては、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅等

を取得した場合

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅等

を取得していた場合

3～9 省略

(3) 省略

12・13 省略

第39条の3～第39条の11 省略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第39条の12 省略

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅および新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合においては、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等

を取得した場合

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等

を取得していた場合

3～9 省略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第39条の15の2 個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却および敷地の整備を除く。以下この条において同じ。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた滋賀県税条例第39条の2第1項の規定により控除することとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 前項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 当該住宅を取得した者の氏名および住所
- (2) 当該住宅の所在地、家屋番号、構造および床面積
- (3) 当該住宅の取得年月日
- (4) 当該住宅に係る耐震改修の完了年月日
- (5) 当該住宅を自己の居住の用に供した年月日

3 住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

4 前項の徴収猶予を受けようとする者は、第39条の7の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、当該住宅に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨を併せて申告し、かつ、次に掲げる事項を記載した申請書にその旨を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 当該住宅を取得した者の氏名および住所
- (2) 当該住宅の所在地、家屋番号、構造および床面積
- (3) 当該住宅の取得年月日
- (4) 当該住宅に係る耐震改修の完了予定年月日
- (5) 当該住宅を自己の居住の用に供する予定年月日

5 第39条の14の規定は、第3項の規定による徴収猶予について準用する。

6 住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、当該徴収金のうち同項の規定により減額すべき額に相当する金額を還付する。

7 第39条第8項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

8 第6項の還付の申請をする者は、第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなつたことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

第39条の16～第39条の16の3 省略

(農地保有合理化法人等)の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第39条の16の4 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項または第11条の12に規定する農地保有合理化法人または農地利用集積円滑化団体(以下この条において「農地保有合理化法人等」という。)が同法第4条第2項第1号

に規定する

第39条の16～第39条の16の3 省略

(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第39条の16の4 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体または農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構(以下この条において「農地利用集積円滑化団体等」という。)が、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに規定する

農地売買等事業（同条第1項

に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間（当該期間のうち延長に係るものを除く。）が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。）の実施により施行令第39条の5に規定する区域内の農地、採草放牧地または開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（これらの土地の取得の日から5年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第2条第2項第2号、第3号、第5号または第7号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された場合において、これらの事業の完了の日として施行令第39条の6に規定する日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該1年を経過する日までの間）に当該事業の実施により売り渡し、もしくは交換し、または農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の納税義務の免除を受けようとする農地保有合理化法人等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 農地保有合理化法人等の名称および事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所

(2)～(4) 省略

3 省略

4 前項の徴収猶予を受けようとする農地保有合理化法人等は、第39条の7の規定により、当該土地の取得の事実を申告する際、当該土地に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその旨を証明するに

農地売買等事業または同法第7条第1号に掲げる事業（それぞれ同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間（当該期間のうち延長に係るものを除く。）が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。）の実施により施行令第39条の5に規定する区域内の農地、採草放牧地または開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（これらの土地の取得の日から5年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第2条第2項第2号、第3号、第5号または第7号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された場合において、これらの事業の完了の日として施行令第39条の6に規定する日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該1年を経過する日までの間）に当該事業の実施により売り渡し、もしくは交換し、または農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地利用集積円滑化団体等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の納税義務の免除を受けようとする農地利用集積円滑化団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 農地利用集積円滑化団体等の名称および事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所

(2)～(4) 省略

3 省略

4 前項の徴収猶予を受けようとする農地利用集積円滑化団体等は、第39条の7の規定により、当該土地の取得の事実を申告する際、当該土地に係る不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨をあわせて申告し、かつ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその旨を証明するに

足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 農地保有合理化法人等 の名称および事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所

(2)～(4) 省略

5 省略

6 不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該農地保有合理化法人等 の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

7 省略

8 第6項の還付を受けようとする農地保有合理化法人等 は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 農地保有合理化法人等 の名称および事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所

(2)～(4) 省略

第39条の16の5～第150条 省略

付 則

第1条～第7条の3 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成26年3月31日まで

足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 農地利用集積円滑化団体等 の名称および事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所

(2)～(4) 省略

5 省略

6 不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該農地利用集積円滑化団体等 の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

7 省略

8 第6項の還付を受けようとする農地利用集積円滑化団体等 は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 農地利用集積円滑化団体等 の名称および事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所

(2)～(4) 省略

第39条の16の5～第150条 省略

付 則

第1条～第7条の3 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成28年3月31日まで

の間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項に規定する場合においては、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項に規定する場合においては、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第8条 省略

2～8 省略

9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成26年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成26年3月31日までに行為されたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

10～13 省略

（住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第8条の2 省略

の間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項に規定する場合においては、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項に規定する場合においては、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第8条 省略

2～8 省略

9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成28年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成28年3月31日までに行為されたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

10～13 省略

（住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第8条の2 省略

2 前項に規定する住宅または土地の取得が第39条の12第1項もしくは第2項、第39条の16第1項または次条第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

第9条～第9条の3 省略

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条の4 租税特別措置法第70条の4第1項に規定する受贈者の同項に規定する農地、採草放牧地および準農地の取得に対して課する不動産取得税については、施行令で特別の定めをするものを除き、同項、同条第2項、第4項から第8項まで、第10項、第11項、第15項から第17項まで、第21項および第22項 ならびに第70条の4の2第1項、第2項、第4項、第7項、第8項(同条第4項および第7項に係る部分に限る。)、第9項および第10項(同法第70条の4第3項、第9項、第12項から第14項まで、第18項から第20項までおよび第23項から第38項まで に係る部分を除く。)の規定の例によつてその徴収を猶予する。

2～7 省略

8 第1項の規定による不動産取得税の徴収の猶予があつた場合において、当該不動産取得税に係る農地、採草放牧地および準農地の贈与者または受贈者が死亡したとき(その死亡の日前に、同項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第70条の4第1項ただし書(同条第7項、第10項、第13項、第17項第2号、第19項もしくは第22項第1号もしくは第5号または同法第70条の4の2第7項(同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定の適用があつた場合を含む。))の規定または法附則第12条第2項において準用する租税特別措置法第70条の4第29項もしくは第30項の規定の適用があつた場合を除く。)は、当該不動産取得税(第1項の規定によりその例によるものとされる同条第4項(同条第7項、第10項、第13項、第17項第2号、第19項もしくはは

2 前項に規定する住宅または土地の取得が第39条の12第1項もしくは第2項、第39条の15の2第1項、第39条の16第1項または次条第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

第9条～第9条の3 省略

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条の4 租税特別措置法第70条の4第1項に規定する受贈者の同項に規定する農地、採草放牧地および準農地の取得に対して課する不動産取得税については、施行令で特別の定めをするものを除き、同項、同条第2項、第4項から第8項まで、第10項、第11項、第15項、第17項、第18項、第22項および第23項ならびに第70条の4の2第1項、第2項、第4項、第7項、第8項(同条第4項および第7項に係る部分に限る。)、第9項および第10項(同法第70条の4第3項、第9項、第12項から第14項まで、第16項、第19項から第21項までおよび第24項から第39項までに係る部分を除く。))の規定の例によつてその徴収を猶予する。

2～7 省略

8 第1項の規定による不動産取得税の徴収の猶予があつた場合において、当該不動産取得税に係る農地、採草放牧地および準農地の贈与者または受贈者が死亡したとき(その死亡の日前に、同項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第70条の4第1項ただし書(同条第7項、第10項、第13項、第18項第2号、第20項もしくは第23項第1号もしくは第5号または同法第70条の4の2第7項(同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定の適用があつた場合を含む。))の規定または法附則第12条第2項において準用する租税特別措置法第70条の4第30項もしくは第31項の規定の適用があつた場合を除く。)は、当該不動産取得税(第1項の規定によりその例によるものとされる同条第4項(同条第7項、第10項、第13項、第18項第2号、第20項もしくはは

第22項第1号もしくは第5号または同法第70条の4の2第7項の規定の適用があつた場合を含む。)の規定または第1項の規定によりその例によるものとされる同法第70条の4第5項の規定の適用があつた部分の金額に相当する不動産取得税を除く。)に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

#### 第10条・第10条の2 省略

##### (自動車取得税の税率の特例)

第10条の2の2 自家用の自動車 (第42条第1項の自動車をいう。以下この条から付則第10条の2の4までにおいて同じ。) で軽自動車 (道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。) 以外のもの

の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、当分の間、100分の5とする。

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録または同法第59条の規定による検査(同条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。)を受けるものの取得(同条第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

##### (1)・(2) 省略

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項または付則第10条の2の4第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に2分の1を乗じて得た

第23項第1号もしくは第5号または同法第70条の4の2第7項の規定の適用があつた場合を含む。)の規定または第1項の規定によりその例によるものとされる同法第70条の4第5項の規定の適用があつた部分の金額に相当する不動産取得税を除く。)に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

#### 第10条・第10条の2 省略

##### (自動車取得税の税率の特例)

第10条の2の2 営業用の自動車 (第42条第1項の自動車をいう。以下この条から付則第10条の2の4までにおいて同じ。) (軽自動車 (道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。)) を除く。) および軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録または同法第59条の規定による検査(同条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。)を受けるものの取得(同条第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

##### (1)・(2) 省略

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項または付則第10条の2の4第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た

率とする。

(1)・(2) 省略

4 省略

第10条の2の5～第10条の2の8 省略

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車)で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)、専らメタノール

を内燃機関の燃料として用

いる自動車で施行規則附則第5条第2項に規定するもの、メタノール

とメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車

で同条第2項に規定するものおよびガソリン

を内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項において

同じ。)ならびにバス(一般乗合用のものに限る。)および被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けた

率とする。

(1)・(2) 省略

4 省略

第10条の2の5～第10条の2の8 省略

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車)で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用

いる自動車で施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。次項にお

いて同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物

で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる

自動車で同条第2項に規定するものをいう。次項において同じ。)および

ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有す

る自動車)で併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源とし

て用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていること

により大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制

に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。次項お

よび第4項第3号において同じ。)ならびにバス(一般乗合用のものに限

る。)および被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以

後の年度分の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用に

ついては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けた

もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの  
新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

第61条第1項第1号ア	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	10,400円
	13,800円	15,100円
	15,700円	17,200円
	17,900円	19,600円
	20,500円	22,500円
	23,600円	25,900円
	27,200円	29,900円
	40,700円	44,700円
第61条第1項第1号イ	29,500円	32,400円
	34,500円	37,900円
	39,500円	43,400円
	45,000円	49,500円
	51,000円	56,100円
	58,000円	63,800円
	66,500円	73,100円
	76,500円	84,100円
	88,000円	96,800円
	111,000円	122,100円
第61条第1項第2号ア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円

もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの  
新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第61条第1項第1号ア	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円
	9,500円	10,900円
	13,800円	15,800円
	15,700円	18,000円
	17,900円	20,500円
	20,500円	23,500円
	23,600円	27,100円
	27,200円	31,200円
	40,700円	46,800円
第61条第1項第1号イ	29,500円	33,900円
	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
	111,000円	127,600円
第61条第1項第2号ア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円

	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第61条第1項第2号イ	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円
	15,100円	16,600円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	13,200円
	14,500円	15,900円
	17,500円	19,200円
	20,000円	22,000円
	22,500円	24,700円
	25,500円	28,000円
	29,000円	31,900円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円

	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第61条第1項第2号イ	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円
	15,100円	16,600円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	13,200円
	14,500円	15,900円
	17,500円	19,200円
	20,000円	22,000円
	22,500円	24,700円
	25,500円	28,000円
	29,000円	31,900円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円

	<u>38,000円</u>	<u>41,800円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>48,400円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>55,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>62,700円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>70,400円</u>
第61条第1項第3号イ	<u>33,000円</u>	<u>36,300円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>45,100円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>53,900円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>62,700円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>72,000円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>81,400円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>91,300円</u>
第61条第1項第4号	<u>4,500円</u>	<u>4,900円</u>
	<u>6,000円</u>	<u>6,600円</u>
第61条第1項第5号ア	<u>23,600円</u>	<u>25,900円</u>
	<u>27,600円</u>	<u>30,300円</u>
	<u>31,600円</u>	<u>34,700円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>39,600円</u>
	<u>40,800円</u>	<u>44,800円</u>
	<u>46,400円</u>	<u>51,000円</u>
	<u>53,200円</u>	<u>58,500円</u>
	<u>61,200円</u>	<u>67,300円</u>
	<u>70,400円</u>	<u>77,400円</u>
	<u>88,800円</u>	<u>97,600円</u>
第61条第2項第1号	<u>3,700円</u>	<u>4,100円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>6,900円</u>
第61条第2項第2号	<u>5,200円</u>	<u>5,700円</u>

	<u>38,000円</u>	<u>41,800円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>48,400円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>55,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>62,700円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>70,400円</u>
第61条第1項第3号イ	<u>33,000円</u>	<u>36,300円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>45,100円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>53,900円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>62,700円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>72,000円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>81,400円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>91,300円</u>
第61条第1項第4号	<u>4,500円</u>	<u>5,100円</u>
	<u>6,000円</u>	<u>6,900円</u>
第61条第1項第5号ア	<u>23,600円</u>	<u>27,100円</u>
	<u>27,600円</u>	<u>31,700円</u>
	<u>31,600円</u>	<u>36,300円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>41,400円</u>
	<u>40,800円</u>	<u>46,900円</u>
	<u>46,400円</u>	<u>53,300円</u>
	<u>53,200円</u>	<u>61,100円</u>
	<u>61,200円</u>	<u>70,300円</u>
	<u>70,400円</u>	<u>80,900円</u>
	<u>88,800円</u>	<u>102,100円</u>
第61条第2項第1号	<u>3,700円</u>	<u>4,100円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>6,900円</u>
第61条第2項第2号	<u>5,200円</u>	<u>5,700円</u>

	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

2 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車ならびにバス（一般乗合用のものに限る。）および被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車  
で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車  
で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第61条第1項第1号ア	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	10,400円
	13,800円	15,100円
	15,700円	17,200円
	17,900円	19,600円
	20,500円	22,500円
	23,600円	25,900円
	27,200円	29,900円
	40,700円	44,700円
第61条第1項第1号イ	29,500円	32,400円
	34,500円	37,900円
	39,500円	43,400円
	45,000円	49,500円
	51,000円	56,100円

	58,000円	63,800円
	66,500円	73,100円
	76,500円	84,100円
	88,000円	96,800円
	111,000円	122,100円
第61条第1項第2号ア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
	22,000円	24,200円
	25,500円	28,000円
	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第61条第1項第2号イ	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
	30,000円	33,000円
	35,000円	38,500円
	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円
	15,100円	16,600円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	13,200円

	14,500円	15,900円
	17,500円	19,200円
	20,000円	22,000円
	22,500円	24,700円
	25,500円	28,000円
	29,000円	31,900円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第61条第1項第3号イ	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第61条第1項第4号	4,500円	4,900円
	6,000円	6,600円
第61条第1項第5号ア	23,600円	25,900円
	27,600円	30,300円
	31,600円	34,700円
	36,000円	39,600円
	40,800円	44,800円
	46,400円	51,000円

	53,200円	58,500円
	61,200円	67,300円
	70,400円	77,400円
	88,800円	97,600円
第61条第2項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第61条第2項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

2 前項の規定の適用がある場合における第61条の2の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは「前条（付則第10条の3第1項\_\_\_\_\_の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」と、「同条」とあるのは「前条（同項\_\_\_\_\_の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」とする。

3 次に掲げる自動車に対する第61条第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車は平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号および次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項および次項にお

3 前2項の規定の適用がある場合における第61条の2の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは「前条（付則第10条の3第1項または第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」と、「同条」とあるのは「前条（付則第10条の3第1項または第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」とする。

(削除)

いて「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの(以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第2項に規定するもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの(以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第4項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するものをいう。次項において同じ。)

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が施行規則附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第6項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

第61条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円

	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第61条第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第61条第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第61条第1項第2号イ	8,000円	4,000円

	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第61条第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円

	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第61条第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第61条第1項第5号ア	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第61条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第61条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

4. 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、前項の表の
4. 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の

左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、\_\_\_\_\_同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(\_\_\_\_\_車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

\_\_\_\_\_で施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの(以下この号\_\_\_\_\_において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第10項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率

\_\_\_\_\_であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項および第6項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度

\_\_\_\_\_の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に

左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句\_\_\_\_\_とする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準(第4号および第6項第5号において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの(以下この号および第6項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第10項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。第6項第3号において同じ。)

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率(第6項第4号および第8項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条\_\_\_\_\_において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に

規定するもの

規定するもの

第61条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第61条第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	20,000円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円
	66,500円	33,500円
	76,500円	38,500円
	88,000円	44,000円
	111,000円	55,500円
第61条第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円

	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第61条第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円

	64,000円	32,000円
第61条第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第61条第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第61条第1項第5号ア	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第61条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第61条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

5 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1



(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

第61条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
第61条第1項第1号イ	40,700円	10,500円
	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円
	66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円
第61条第1項第2号ア	88,000円	22,000円
	111,000円	28,000円
	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円

	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第61条第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第61条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第61条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第61条第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第61条第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円

	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
<u>第61条第1項第3号イ</u>	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
<u>第61条第1項第4号</u>	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
<u>第61条第1項第5号ア</u>	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
<u>第61条第2項第1号</u>	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
<u>第61条第2項第2号</u>	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円

	8,000円	2,000円
--	--------	--------

6 第4項(第4号に係る部分に限る。)および前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第13項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率

を算定する方法として同条第14項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第4項第4号中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項および第6項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に

100分の138」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第3項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

7 第3項、第4項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)または第5項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合における第61条の2の規定の適用について

7 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 第4項(第4号に係る部分に限る。)および第5項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第13項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として同条第14項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第4項第4号中「平成27年度以降

」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分の138」と、第5項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

9 第4項および第5項(これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。)ならびに第6項および第7項の規定の適用がある場合における第61条の2の規定の適用について

は、第2項の規定を準用する。

第11条・第11条の2 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2・3 省略

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得または雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

第13条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(付則第13条の3第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

は、第3項の規定を準用する。

第11条・第11条の2 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2・3 省略

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得または雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

第13条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(付則第13条の3第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項または第3項に定める日までの期間）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなること）が確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項に定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 省略

第13条の2の2～第19条 省略

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例）

第20条 省略

2・3 省略

4 平成20年11月30日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第17条第3項および第29条第1項の規定を適用する。

5 省略

6 省略

第21条・第22条 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項または第3項に定める日までの期間）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなること）が確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項に定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 省略

第13条の2の2～第19条 省略

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例）

第20条 省略

2・3 省略

（削除）

4 省略

5 省略

第21条・第22条 省略

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等)

第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条の規定による改正前の原子力災害特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下「自動車持出困難区域」という。)内の第42条第1項の自動車(以下「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項に規定するもの(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2・3 省略

第24条 省略

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車税の納税義務の免除等)

第25条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、付則第23条第1項の規定

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等)

第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条の規定による改正前の原子力災害特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下「自動車持出困難区域」という。)内の第42条第1項の自動車(以下「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項に規定するもの(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2・3 省略

第24条省略

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車税の納税義務の免除等)

第25条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、付則第23条第1項の規定

の適用を受けることとなつた場合においては、同項に  
規定する他の自動車（第59条に規定する自動車に限  
る。）に対する平成24年度分および平成25年度分の自動車税に係る徴収金  
に係る納税義務を免除する。

2～4 省略

第26条 省略

の適用を受けることとなつた場合においては、次の各号に掲げる期間に取  
得された同条第1項に規定する他の自動車（第59条に規定する自動車に限  
る。）に対するそれぞれ当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金  
に係る納税義務を免除する。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 平成26年度  
分

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 平成26年度  
分および平成27年度分

(3) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度  
分および平成28年度分

2～4 省略

第26条 省略